

日韓相互誘客 F A M ツアー事業 企画提案公募実施要領

下記のとおり、「日韓相互誘客 F A M ツアー事業」（以下、事業という）に関する委託業務の企画提案を募集します。応募される方は、以下の事項に留意のうえ応募してください。なお、本事業は 2026 年第 33 回日韓海峡沿岸観光交流会議本会議（令和 8 年 8 月 24 日（月）開催予定）における承認を前提としており、議決の状況によっては、業務内容の変更や契約しない場合がありますので、予めご承知おきください。

1 事業目的

九州北部 3 県（福岡県、佐賀県、長崎県）及び山口県で構成する日韓海峡沿岸広域観光協議会（以下、「本協議会」という）は、日韓海峡沿岸地域を結ぶ広域観光ルートの開発及び広報宣伝を韓国南部地域一市三道（釜山広域市、慶尚南道、全羅南道、済州特別自治道）と共同で実施している。このたび、その一環として、韓国南部地域一市三道等所在の旅行会社等を対象にゴルフをテーマとした F A M ツアーを実施することで、九州北部 3 県及び山口県への誘客促進を図るもの。

2 委託業務の概要

- (1) 事業名 日韓相互誘客 F A M ツアー事業
- (2) 実施主体 日韓海峡沿岸広域観光協議会
- (3) 事業内容 別添「企画提案公募仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和 8 年 12 月 28 日（月）まで
- (5) 委託上限額（消費税及び地方消費税含む）
4, 300 千円
- (6) 成果物
 - ①事業報告書
紙媒体：A4 判冊子 1 部
電子媒体：Word、Excel、PowerPoint において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方 1 部
 - ②制作物
本事業の遂行にあたり制作物があれば提出すること。なお、本事業により得られた成果物及びその著作権は全て日韓海峡沿岸広域観光協議会にあるものとする。

3 企画提案で求める内容（詳細については、別紙「仕様書」を参照すること）

下記の項目について提案を行うこと。提案にあたっては、具体的根拠や理由を明確にしたうえで、説得性の高い提案書となるよう留意すること。

- (1) 事前準備について（仕様書 4（1） 関連）
 - ・招請可能な社数（人数）を示すこと。
 - ・被招請者の選定案を選定理由とともに具体的に提案すること。
 - ・効率的で効果的な周遊方法や行程を提案すること。
- (2) F A M ツアーの実施について（仕様書 4（2） 関連）
 - ・本事業への取り組み体制（人員・経験等）について、明確に説明すること。
 - ・業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、企画提案書に再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲等について記載すること。

- (3) 本事業で期待される成果および KPI について（仕様書 5 関連）
 - ・本事業を通して期待される効果について、記載すること。また、定量的に示すことが可能なものは、数値を用いて示すこと。
- (4) 会社概要
 - ・会社概要、責任者・担当者の役職・氏名および連絡先（電話、メールアドレス等）について記載すること。
 - ・結果通知はメールにより送付するため、必ず担当者のメールアドレスを記載しておくこと。
- (5) 類似事業の受託実績
 - ・過去に受託した類似事業の実績や成果について示すこと。
- (6) 見積書
 - ・見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税は最後に加算すること。ただし、非課税取引に該当するものがある場合は、明示すること。

4 参加要件

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること
- (2) 次のアからカのいずれにも該当しないこと。なお、提案書提出後、契約までの間にアからカのいずれかに該当する事実が判明した時は契約できない場合がある。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）
 - イ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 28 年 3 月 28 日 27 総セ第 25173 号）に基づく指名停止期間中である者
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者
 - エ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - オ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - カ 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 契約時に契約保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供が確実にできること
 - ア 契約保証金（又は担保）…契約金額の 100 分の 10 以上
 - イ 本協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は契約保証金を免除する
 - ウ 過去 2 年の間に地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書又は契約書・実績報告書の写し等）を提出する場合は、契約保証金を免除する
- (4) 共同体で参加する場合は、下記の要件を全て満たすこと
 - ア 上記要件（2）については、共同体の構成員全員が満たしていること
 - イ 上記要件（3）については、共同体の構成員のうち少なくとも 1 団体以上が満たしていること

ウ 必ず代表団体を定めること

エ 各構成員は、本公募への単独参加又は他の共同体での参加を行っていないこと

5 質問受付及び回答

質問は、令和8年8月19日（水）12時までに、様式第1号「質問書」を、下記12「連絡先および書類の提出先について」に記載する宛先に電子メールで送信すること。メールの件名は「【質問】日韓相互誘客FAMツアー事業」とし、本文中に質問者の連絡先について記載すること。

また、質問及び回答は、令和8年8月21日（金）までに質問者に対しメールにて送付するとともに、この公募実施要領を掲載したホームページに掲載する。

なお、他応募者からの提案書提出状況に関すること、本協議会が受け付けない項目と判断したものについては、回答しない。

6 企画公募の日程、提出書類、提出先について

（1）日程

①公募開始及び質問受付開始

令和8年8月 5日（水）

②質問受付期限

令和8年8月19日（水） 12時まで

③質問に対する回答期限

令和8年8月21日（金）

④企画提案書の提出期限

令和8年9月 4日（金） 12時まで

⑤審査結果の通知

令和8年9月11日（金）予定 ※担当者へメールにて通知

⑥契約の締結

令和8年9月中旬 予定

（2）企画提案書の提出内容

①企画提案書・・・A4判（タテ・ヨコは任意）、正本1部、副本1部

②見積書（項目ごとに積算）・・・A4判（タテ・ヨコは任意）、正本1部、副本1部

③上記①・②のPDFデータ（正本および副本データ）

※正本のみ応募事業者が判るようにすること。副本には、応募者が特定できるような社名・記述を記載しないこと。

※見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税は最後に加算すること。ただし、非課税取引に該当するものがある場合は、明示すること。

（3）企画提案書の提出方法

上記6（2）①「企画提案書」・②「見積書」については、下記12「連絡先および書類の提出先について」に記載する住所に郵送もしくは持参すること。（提出期限までの必着とする）

また、上記6（2）③「上記①・②のPDFデータ（企画提案書・見積書の正本・副本のPDFデータ）」については、下記12「連絡先および書類の提出先について」に記載するアドレスにメールにて提出すること。（8MGを超えるデータについては、大容量転送サービス等で送付すること）

7 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された企画提案書等は委託先の選定のみに使用する。
- (2) 提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については企画提案事業者の負担とする。
- (3) 本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した提案書は無効とする。
- (4) 提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。

8 選定委員会について

本企画提案公募の審査は、選定委員会により行うこととし、本委員会の事務局は、日韓海峡沿岸広域観光協議会事務局（福岡県商工部観光局観光振興課内）に設置する。

- (1) 審査の過程で、メールや電話等でヒアリングを行い、追加資料を求める場合がある。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者（共同企業体による提出の場合はその代表者）に対し電子メールにて速やかに通知する。なお、審査内容については公表しない。
- (3) 契約前に詳細協議を行い、提案企画の一部を変更する場合がある。
- (4) 委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて協議の上契約する。
- (5) 企画提案を採用した場合においても、協議して進めていくものとし、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

9 審査について

選定委員会において、書面審査を行い、最も高い評価点を得た提案事業者を委託候補事業者として選定する。

10 審査基準

- ・ 審査は次頁に示す評価項目により行う。
- ・ 合計点数が最も高い提案事業者を委託候補事業者とする。
合計点数が同点となった場合は、選定委員会の協議により選定する。
- ・ 満点の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しない。
- ・ 提案参加事業者が1事業者の場合においても審査を行い、最低基準点を超えた場合、委託候補事業者として選定する。

(評価項目表)

項目		配点
(1) 事業目的の理解度 韓国市場の世情やトレンド、各種インバウンド施策等について豊富な知識と経験を持ち、本事業の目的・内容について十分に理解した具体的な提案内容となっている		5 点
(2) 提案内容の優良性		
① 被招請者選定	・事業目的の達成に十分な数の被招請社（者）数が提案されている ・被招請者を具体的かつ説得力のある理由で選定している	20 点
② ツアー行程	・無理のない現実的かつ効率的な周遊方法が提案されている ・九州北部 3 県及び山口県の魅力が最大限伝わる行程が提案されている	20 点
③ 実施体制	十分な実績・能力を備えた人員により、業務を円滑に遂行できる体制が構築されている	20 点
④ 独自提案	提案された内容により、高い事業成果が期待できる	10 点
⑤ 成果・KPI	・提案された内容により、高い事業成果が期待できる ・KPI達成の蓋然性が高い提案がなされている	10 点
(3) 業務遂行の確実性		
① 会社概要、事業体制	適切な業務体制及び人員確保がなされており、円滑かつ安定的に業務遂行できる体制と判断できる	5 点
② 類似事業の受託実績	類似事業の実績が豊富であり、高い知見・ノウハウを持つと判断できる	5 点
(4) 見積もりの妥当性 業務内容に見合った適切な経費、またそれ以上の効果が期待できる		5 点
合計（100点満点）		100 点

1 1 委託契約について

(1) 選定委員会で選定された事業者を委託候補事業者として、契約協議を行う。

なお、委託契約締結に係る費用は受託者の負担とする。

(2) 委託契約にあたっては、提案内容を基に両者協議の上、最終の仕様を決定する。

(3) 委託契約にあたっては、「当初委託契約額（消費税込）」の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金として、本協議会に納めることとする。

なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。

また、本協議会を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合や、過去 2 年以内に地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）と同種及び同規模の契約を 2 回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免される場合がある。

1 2 連絡先および書類の提出先について

「5 質問受付および回答」および「6 (2) ③企画提案書・見積書の PDF データ」については、下記担当者あてに電子メールを送付すること。

<住所> 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7-7

<担当> 長野

<電話> 092-643-3457

<メールアドレス> kanshin@pref.fukuoka.lg.jp